平成２５年（フ）第３６９号
新潟市東区紫竹６丁目23番20号、前住所新潟市北区松浜８丁目24番25号
債務者　遠藤　幸治
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１６号
岐阜市茜部大野２丁目225番地
債務者　澤野重次郎
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１５３９号
名古屋市東区砂田橋４丁目１番１―305号　市営砂田橋荘
債務者　嶋　　正宏
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６１０号
名古屋市熱田区花町６番15号　サンパーク花町802号
債務者　仲村　和展
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６１８号
愛知県知多市つつじが丘３丁目13番地の13
債務者　山本　一朗
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０９号
兵庫県姫路市大塩町426番地１　サンライズ大塩102号室
債務者　山岡　嘉洋
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２７８号
奈良市大宮町３丁目１番24―107号
債務者　鳥井　俊次
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３２３号
奈良市山陵町110番地の８　202号
債務者　武田　真和
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６９６号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘１番40―308号　山根ビル柳ヶ丘
債務者　林田　士師
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６７号
広島市安佐南区川内１丁目17番15―201号
債務者　藤岡　里奈（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６号
香川県丸亀市飯野町東二甲602番地２
債務者　吉永加代子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１７０号
福岡県小郡市大保1511番地１
債務者　森山　悦子（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５９７号
北九州市小倉南区若園３丁目19番54―103号
債務者　川口　忠明
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０１号
鹿児島県鹿児島市田上２丁目30番５号
債務者　塘　　静六
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３２４号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目５番27号
債務者　是枝　紀子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
鹿児島県鹿児島市上福元町2897番地　桜松ハイツＡ棟102号
債務者　柚木　法義
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３３７号
鹿児島県鹿児島市平之町８番39号　エース平之町105号
債務者　藤井　実幸
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係